

出張理容・出張美容を行う事業者のみなさまへ

出張理容・出張美容とは

理容師法及び美容師法では、理容師及び美容師は、理容所又は美容所以外の場所でお客様に理容又は美容の施術を業として行ってはならないと定められています。

しかし、高齢や疾病等の理由により外出が困難な方を対象とする場合などに限り、理容所又は美容所以外の場所で理容又は美容を行うことができます。

このような場合に、お客様の自宅や社会福祉施設、病院などに出向いて髪のカット、髭剃り（理容師のみ可能）等を行うことを出張理容・出張美容といいます。

<出張理容・出張美容を行うことができる場合>

①疾病その他の理由により、理容所又は美容所に来ることができない方を対象とする場合

※平成28年3月に、新たに示されました。

- ・疾病、骨折、認知症、障害、寝たきり等の介護を要する状態※で、理容所・美容所に行くことが難しい方
- ・社会福祉施設（特養など）に入所されており、理容所・美容所に行くことができない又は困難な方
- ・自宅で乳幼児の育児や高齢者の介護を行っており、家族の援助や育児・介護サービスの利用が困難で、理容所・美容所に行くことができない方※

②婚礼等の儀式に参列する方に、儀式の直前に行う場合

③興行場等で演芸を行う方等に、出演等の直前に行う場合



出張理容・出張美容を行う際の必要事項

出張業務を行う際は、次の事項を守り、衛生を確保してください。

- ◆出張理容・出張美容を行うことができる対象者であることを確認しましょう。（育児や介護を業務として行っている方を対象とすることはできません。）
- ◆消毒済の器具（ハサミ、クシなど）・タオル等、消毒液、救急薬品等を十分な数量、携行しましょう。
- ◆器具（ハサミ、クシなど）はお客様1人ごとに消毒し、タオル等は1人ごとに取り替えましょう。
- ◆消毒済の器具と使用済の器具は別々に収納しましょう。
- ◆作業終了後は、作業場所の清掃を十分に行い清潔にしましょう。